

平成20年12月26日  
消 防 庁

## 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）及び地区音響装置の基準の一部改正（案）に対する意見募集の結果

消防庁では、消防法施行規則の一部を改正する省令（案）及び地区音響装置の基準の一部改正（案）について、平成20年9月5日から平成20年10月6日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表します。

### 1 背景

省令案等の一部改正の背景及び内容は以下のとおりです。

- ①自動火災報知設備の情報伝達手段については、有線方式のみの基準が規定されているところであるが、無線情報通信の技術発展や、多様なニーズに対応するため、無線方式を採用した自動火災報知設備について技術上の基準を定める。
- ②小規模な社会福祉施設等において特定施設水道連結型スプリンクラー設備（配管が水道の用に供する水管に連結されたスプリンクラー設備）の設置が認められたため、これに用いる加圧送水装置に求められる性能等の基準を定める。

### 2 意見募集の結果

省令案等の概要について、平成20年9月5日から平成20年10月6日までの間、意見を募集したところ、18件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、[別紙](#)のとおりです。

### 3 省令等の公布

消防庁では、パブリック・コメント手続きの実施結果等も踏まえて検討し、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第155号）及び地区音響装置の基準の一部を改正する件（平成20年消防庁告示第26号）を平成20年12月26日に公布しました。（同日から施行。ただし、一部については平成21年4月1日施行。）



（事務連絡先）総務省消防庁予防課  
（担当：森川補佐、荒川事務官）  
TEL 03-5253-7523（直通）  
FAX 03-5253-7533

## 1 改正理由

自動火災報知設備については、従来から火災が発生した場合の信号等のやり取りに関して、有線方式のみの基準が規定されているところである。

しかし、近年の無線情報通信の技術発展に伴い、自動火災報知設備の情報伝達手段として多様なニーズに対応するため、「ユビキタス機能を応用した高機能自動火災報知設備の開発に関する検討会」において無線方式を採用した新たな自動火災報知設備について報告書が取りまとめられ、従来の有線方式と同等の性能を担保するためのあり方に沿って基準化を進めることが適当であるとされた。

その結果を踏まえ、無線方式を用いた自動火災報知設備に関する技術上の基準を整備することが必要である。

また、長崎県の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により平成19年6月に消防法施行令等の一部改正が行われた。当該改正により、平成21年4月1日から火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等で、275㎡から1,000㎡未満のものについて、スプリンクラー設備の設置が義務づけられたが、設置者の費用負担軽減等の観点から、特定施設水道連結型スプリンクラー設備（配管が水道の用に供する水管に連結されたスプリンクラー設備）の設置が新たに認められたところである。

この特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、従来より低圧・小水量で放水を行うものであることから、これに用いる加圧送水装置に求められる性能等の基準を新たに定める必要がある。

これら改正事項等を踏まえ、消防法施行規則の一部を改正することとする。

## 2 改正内容

### (1) 消防法施行規則の一部改正について

- ① 圧力水槽を用いる加圧送水装置について（第12条第1項関係）  
加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力を用いるものの水量に関する規定を除く。
- ② 特定施設水道連結型スプリンクラー設備について（第14条関係）  
特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける加圧送水装置に必要な全揚程、ポンプの吐出量等を定めるほか、所要の規定を整備する。
- ③ 連動型警報器機能付感知器について（第23条第4項第7号の6関係）  
連動型警報機能付感知器のうち特定小規模施設以外に用いることができないものの要件を定める。

- ④ 無線方式の自動火災報知設備について（第24条及び第24条の2関係）
- ア 無線式の感知器、中継器、受信機、地区音響装置、発信機における設置基準を以下のとおり定める。
- ・各機器間において確実に信号を送受信できる位置に設けること。
  - ・受信機において各機器が発信する信号を受信できることを確認できるようにすること。
- イ 無線式の感知器、中継器、地区音響装置、発信機（以下「感知器等」という。）の電源に電池を用いる場合の規定を追加する。
- ウ 感知器等の電源に電池を用いる場合の非常電源の規定を追加する。
- エ 無線式の地区音響装置の構造、機能等について、消防庁長官が定める基準によるものとする。
- オ 無線式の感知器、中継器、受信機、地区音響装置、発信機の間において、確実に信号の送受信を行えるよう、良好な状態に維持するものとする。
- カ その他所要の規定を整備する。
- ⑤ 消防機関へ通報する火災報知設備について（第25条関係）
- 小規模福祉施設に設ける火災通報装置の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐させずに取る必要はないものとする。
- (2) 地区音響装置の基準の一部改正について
- ① 無線設備は、小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備とし、電源に電池を用いる場合は、有効に作動できる電圧の下限値となった旨を自動的に受信機に発信するものとする。（告示第3第11号関係）
- ② 地区音響装置の表示に関して、無線式に関する規定を追加する。（告示第7関係）

### 3 施行期日

- 消防法施行規則の一部改正 : 公布の日から施行する。ただし、第12条、第14条及び第25条関係の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。
- 地区音響装置の基準の一部改正 : 公布の日（規則改正と同日公布予定）から施行する。

○総務省令第百五十五号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十一条第二項第三号及び第三十三条の規定に基づき、  
消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

総務大臣 鳩山 邦夫

消防法施行規則の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第七号口中「(イ)から(ハ)まで」の下に「(加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力によるものにあつては、(イ)及び(ハ))」を加える。

第二十三条第四項第七号の五の次に次の一号を加える。

七の六 連動型警報機能付感知器で、次のいずれかに該当するものは、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六

号) 第二条第二号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができない。

イ 火災信号を発信する端子以外から電力を供給されるもの（電源に電池を用いるものを除く。）で、電力の供給が停止した場合、その旨の信号を発信することができないもの

ロ 電源に電池を用いるもので、電池の電圧が感知器を有効に作動できる電圧の下限値となったとき、その旨を受信機に自動的に発信することができないもの

ハ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号。二において「感知器等規格省令」という。）第二十一条の二の試験を行わなかったもの（防水型のものを除く。）

ニ 感知器等規格省令第二十二條第一項各号の試験を行わなかったもの

第二十四條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機を設ける場合は、次に定めるところによること。

イ 感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機は、これらの間において確実に信号を発信し、又は受信することができる位置に設けること。

ロ 受信機において感知器、中継器、地区音響装置又は発信機（第三号イ及び第四号ニにおいて「感知器等」という。）から発信される信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。

第二十四条第三号イに次のただし書を加える。

ただし、感知器等の電源に電池を用いる場合において、当該電池の電圧が感知器等を有効に作動できる電圧の下限値となつた旨を受信機において確認するための措置が講じられているときは、この限りでない。

第二十四条第四号に次のように加える。

ニ 前号イただし書の場合において、電池の電圧が感知器等を有効に作動できる電圧の下限値となつた旨を受信機に百六十八時間以上発信した後、当該感知器等を十分間以上有効に作動することができるときは、当該電池を非常電源とすること。

第二十四条第五号ホに次のただし書を加える。

ただし、ト及び次号ニの消防庁長官の定める基準により受信機と地区音響装置との間の信号を無線により発信し、又は受信する場合にあつては、この限りでない。

第二十四条の二第一号中「イからハまで」を「イからニまで」に改め、イ及びロを削り、ハをイとし、ニからハまでをロからニまでとし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 自動火災報知設備の常用電源、非常電源及び予備電源は、次に定めるところにより維持すること。

イ 常用電源が正常に供給されていること。

ロ 非常電源及び予備電源の電圧及び容量が適正であること。

第二十四条の二に次の一号を加える。

六 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機は、これらの間において確実に信号を発信し、又は受信することができるよう良好な状態に維持すること。

第二条 消防法施行規則の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第八号イ(イ)中「連動して加圧送水装置及び一斉開放弁」の下に「(加圧送水装置を設け

ない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、一斉開放弁」を加え、同イ(ロ)中「スプリンクラーヘッドの開放又は補助散水栓の開放の開放による流水検知装置又は」を「自動火災報知設備の感知器の作動又は流水検知装置若しくは」に改め、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける加圧送水装置は、第十二条第一項第七号イ(ロ)、ロ(ロ)及びハ、ハ(ニ)からハ(イ)まで、ニ並びにトの規定の例によるほか、前号イからホまでの規定を準用する。この場合において、同号イ中「10m」とあるのは「2m（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、5m）」と、同号ロ中「0.1MPa」とあるのは「0.02MPa（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、0.05MPa）」と、同号ハ(イ)中「閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド」とあるのは「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド」と、「六十リットル毎分」とあるのは「二十リットル毎分（壁及び天井（天井のない場合にあつ

ては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては三十五リットル毎分」と、同ハ(ロ)中「10m」とあるのは「20」（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、5m）」と読み替えるものとする。

第二十五条第三項第三号イに次のただし書を加える。

ただし、令別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合は、この限りでない。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十一年四月一日において現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分におけるスプリンクラー設備及び火災通報装置に係る技術上の基準の細目については、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正)

第三条 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号ハ中「第二十四条の二第二号及び第四号」を「第二十四条の二第二号及び第五号」に改める。

(消防法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 消防法施行規則等の一部を改正する省令(平成十九年総務省令第六十六号)の一部を次のように改

正する。

第二条のうち、第十四条第一項第八号イ(イ)の改正規定を削り、同号ロ(イ)の改正規定中「同号ロ(イ)」を「第十四条第一項第八号ロ(イ)」に、「特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、それぞれ」を「加圧送水装置を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、それぞれ」に改める。

(消防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 消防法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年総務省令第百五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の改正規定を削る。

第七章中第五十二条の前に十七条を加える改正規定のうち、第五十一条の十一に係る部分中「避難の訓練」と、「の下に」「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、「を加え、第五十一条の十五に係る部分中「前条第一項」の下に「に掲げる基準(同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同条第一項第一号から第三号までに掲げる基準。次条において同じ。)」を加え、「第五十一条の十四」の下に「に掲げる基準」を加える。

○ 消防法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表（第一条関係）  
消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（屋内消火栓設備に関する基準の細目）</p> <p>第十二条 屋内消火栓設備（令第十一条第三項第二号イからホまでに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 加圧送水装置は、次のイからチまでに定めるところによること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、次の(イ)から(ハ)まで（加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力によるものにあつては、(イ)及び(ハ)）に定めるところによること。</p> <p>(イ)～(ハ)（略）</p> <p>ハ（略）</p> <p>八～九（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（屋内消火栓設備に関する基準の細目）</p> <p>第十二条 屋内消火栓設備（令第十一条第三項第二号イからホまでに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 加圧送水装置は、次のイからチまでに定めるところによること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、次の(イ)から(ハ)まで（加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力によるものにあつては、(イ)及び(ハ)）に定めるところによること。</p> <p>(イ)～(ハ)（略）</p> <p>ハ（略）</p> <p>八～九（略）</p> <p>2（略）</p>

(自動火災報知設備の感知器等)

第二十三条 (略)

2 3 (略)

4 自動火災報知設備の感知器の設置は、次に定めるところによらなければならない。

一 七の五 (略)

七の六 連動型警報機能付感知器で、次のいずれかに該当するものは、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成二十年総務省令第五百十六号)第二条第二号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができない。

イ 火災信号を発信する端子以外から電力を供給されるもの(電源に電池を用いるものを除く。)で、電力の供給が停止した場合、その旨の信号を発信することができないもの

ロ 電源に電池を用いるもので、電池の電圧が感知器を有効に作動できる電圧の下限值となつたとき、その旨を受信機に自動的に発信することができないもの

ハ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十七号。二において「感知器等規格省令」という。)第二十一条の二の試験を行わなかつたもの(防水型のものを除く。)

(自動火災報知設備の感知器等)

第二十三条 (略)

2 3 (略)

4 自動火災報知設備の感知器の設置は、次に定めるところによらなければならない。

一 七の五 (略)

二 感知器等規格省令第二十二條第一項各号の試験を行わなかつたもの

八〇九 (略)

五〇九 (略)

(自動火災報知設備に関する基準の細目)

第二十四條 自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 (略)

一の二 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機を設ける場合は、次に定めるところによること。

イ 感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機は、これらの間において確実に信号を発信し、又は受信することができる位置に設けること。

ロ 受信機において感知器、中継器、地区音響装置又は発信機(第三号イ及び第四号ニにおいて「感知器等」という。)から発信される信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。

二 (略)

三 電源は、次に定めるところにより設けること。

イ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐

八〇九 (略)

五〇九 (略)

(自動火災報知設備に関する基準の細目)

第二十四條 自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 (略)

二 (略)

三 電源は、次に定めるところにより設けること。

イ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐

させずにとること。ただし、感知器等の電源に電池を用いる場合において、当該電池の電圧が感知器等を有効に作動できる電圧の下限値となつた旨を受信機において確認するための措置が講じられているときは、この限りでない。

ロ (略)

四 非常電源は、次に定めるところにより設けること。

イ〜ハ (略)

二 前号イただし書の場合において、電池の電圧が感知器等を有効に作動できる電圧の下限値となつた旨を受信機に百六十八時間以上発信した後、当該感知器等を十分間以上有効に作動することができるときは、当該電池を非常電源とすること。

五 地区音響装置（次号に掲げるものを除く。）は、P型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型三級受信機、GP型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの若しくはGP型三級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合又は放送設備を第二十五条の二に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところにより設けること。

イ〜ニ (略)

ホ 受信機から地区音響装置までの配線は、第十二条第一項第五号の規定に準じて設けること。ただし、ト及び次号ニの消

させずにとること。

ロ (略)

四 非常電源は、次に定めるところにより設けること。

イ〜ハ (略)

五 地区音響装置（次号に掲げるものを除く。）は、P型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型三級受信機、GP型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの若しくはGP型三級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合又は放送設備を第二十五条の二に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところにより設けること。

イ〜ニ (略)

ホ 受信機から地区音響装置までの配線は、第十二条第一項第五号の規定に準じて設けること。

防庁長官の定める基準により受信機と地区音響装置との間の信号を無線により発信し、又は受信する場合にあつては、この限りでない。

へつと (略)

五の二〇九 (略)

第二十四条の二 自動火災報知設備の維持に関する技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 受信機は、次のイからニまでに定めるところにより維持すること。

イ 受信機の付近に当該受信機の操作上支障となる障害物がな  
いこと。

ロ 操作部の各スイッチが正常な位置にあること。

ハ 受信機の付近に警戒区域一覧図を備えておくこと。ただし、前条第九号において準用する第十二条第一項第八号の規定により総合操作盤が設置されている場合は、この限りでない。

ニ アナログ式中継器及びアナログ式受信機にあつては当該中継器及び受信機の付近に表示温度等設定一覧図を備えておくこと。

へつと (略)

五の二〇九 (略)

第二十四条の二 自動火災報知設備の維持に関する技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 受信機は、次のイからへまでに定めるところにより維持すること。

イ 常用電源が正常に供給されていること。

ロ 非常電源及び予備電源の電圧及び容量が適正であること。

ハ 受信機の付近に当該受信機の操作上支障となる障害物がな  
いこと。

ニ 操作部の各スイッチが正常な位置にあること。

ホ 受信機の付近に警戒区域一覧図を備えておくこと。ただし、前条第九号において準用する第十二条第一項第八号の規定により総合操作盤が設置されている場合は、この限りでない。

へ アナログ式中継器及びアナログ式受信機にあつては当該中継器及び受信機の付近に表示温度等設定一覧図を備えておくこと。

二・三 (略)

四 自動火災報知設備の常用電源、非常電源及び予備電源は、次に定めるところにより維持すること。

イ 常用電源が正常に供給されていること。

ロ 非常電源及び予備電源の電圧及び容量が適正であること。

五 アナログ式自動火災報知設備（感知器からの火災情報信号を中継器又は受信機により受信し、表示温度等を設定する機能を有する自動火災報知設備をいう。）にあつては、表示温度等を当該自動火災報知設備に係るアナログ式感知器の種別に応じ、第二十三条第七項の表の中欄に掲げる設定表示温度等の範囲内に維持すること。

六 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機は、これらの間において確実に信号を発信し、又は受信することができるよう良好な状態に維持すること。

二・三 (略)

四 アナログ式自動火災報知設備（感知器からの火災情報信号を中継器又は受信機により受信し、表示温度等を設定する機能を有する自動火災報知設備をいう。）にあつては、表示温度等を当該自動火災報知設備に係るアナログ式感知器の種別に応じ、第二十三条第七項の表の中欄に掲げる設定表示温度等の範囲内に維持すること。

○ 消防法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表（第二条関係）  
消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（スプリンクラー設備に関する基準の細目） 第十四条 スプリンクラー設備（次項に定めるものを除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。 一〇七 （略）</p> <p>八 起動装置は、次に定めるところによること。 イ 自動式の起動装置は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによること。</p> <p>(イ) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁（加圧送水装置を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、一斉開放弁）を起動することができるものとすること。ただし、自動火災報知設備の受信機若しくはスプリンクラー設備の表示装置が防災センター等に設けられ、又は</p>	<p>（スプリンクラー設備に関する基準の細目） 第十四条 スプリンクラー設備（次項に定めるものを除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。 一〇七 （略）</p> <p>八 起動装置は、次に定めるところによること。 イ 自動式の起動装置は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによること。</p> <p>(イ) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁</p> <p>を起動することができるものとすること。ただし、自動火災報知設備の受信機若しくはスプリンクラー設備の表示装置が防災センター等に設けられ、又は</p>

第十二号の規定若しくは第二十四条第九号において準用する第十二条第一項第八号の規定により総合操作盤が設けられており、かつ、火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置及び一斉開放弁を起動させることができる場合にあっては、この限りではない。

- (ロ) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備にあっては、自動火災報知設備の感知器の作動又は流水検知装置若しくは起動用水圧閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動することができるものとする。

ロ (略)

八の二〇十一 (略)

十一の二 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける加圧送水装置は、第十二条第一項第七号イ(ロ)、ロ(ロ)及びハ、ハ(ロ)から(ハ)まで、二並びにトの規定の例によるほか、前号イからホまでの規定を準用する。この場合において、同号イ中「10m」とあるのは「2m (壁及び天井 (天井のない場合にあっては、屋根) の室内に面する部分 (回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)) の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては、5m)」と、同号ロ中「0.1MPa」とあるのは「0.02MPa (壁及び天井 (天井のない場合にあっては、屋根) の室内に面する部分 (回り縁、窓台その他これらに類す

第十二号の規定若しくは第二十四条第九号において準用する第十二条第一項第八号の規定により総合操作盤が設けられており、かつ、火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置及び一斉開放弁を起動させることができる場合にあっては、この限りではない。

- (ロ) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備にあっては、スプリンクラーヘッドの開放又は補助散水栓の開放弁の開放による流水検知装置又は起動用水圧閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動することができるものとする。

ロ (略)

八の二〇十一 (略)

る部分を除く。)の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、「0.05m<sup>2</sup>」と、同号ハ(イ)中「閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド」とあるのは「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド」と、「六十リットル毎分」とあるのは「二十リットル毎分(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては三十五リットル毎分」と、同ハ(ロ)中「10m」<sup>2</sup>とあるのは「2m(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、5m)」と読み替えるものとする。

十二ノ十三(略)

2 (略)

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

十二ノ十三(略)

2 (略)

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

<p>4</p> <p>ロ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 電源は、次に定めるところにより設けること。</p> <p>イ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐させずにとること。ただし、令別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合は、この限りでない。</p>
----------------------------------	---

<p>4</p> <p>ロ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 電源は、次に定めるところにより設けること。</p> <p>イ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐させずにとること。</p>
----------------------------------	--

消防法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表（附則第三条関係）

○ 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>三 共同住宅用自動火災報知設備は、次のイからへまでに定めるところによること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 共同住宅用自動火災報知設備の感知器は、規則第二十三条第四項各号（第一号ハ、第七号へ及び第七号の五を除く。）及び同条第七項並びに第二十四条の二第二号及び第五号の規定の例により設けること。</p> <p>へ（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>三 共同住宅用自動火災報知設備は、次のイからへまでに定めるところによること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 共同住宅用自動火災報知設備の感知器は、規則第二十三条第四項各号（第一号ハ、第七号へ及び第七号の五を除く。）及び同条第七項並びに第二十四条の二第二号及び第四号の規定の例により設けること。</p> <p>へ（略）</p> <p>3（略）</p>

○ 消防法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表（附則第四条関係）  
 消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年総務省令第六十六号）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第十四条第一項第八号ロ(イ)中「一斉開放弁」の下に「(加圧送水装置を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、それぞれ手動式開放弁又は一斉開放弁)」を加え、同項第十号中「第十二条第一項第六号」の下に「(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、ニからトまでを除く。)」を加え、同号ロの次に次のように加える。</p> <p>ハ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類にあつては、消防庁長官が定める基準に適合するものを使用すること。</p>	<p>第十四条第一項第八号イ(イ)中「用いるスプリンクラー設備」の下に「(特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。)」を加え、同号ロ(イ) 中「一斉開放弁」の下に「(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、それぞれ手動式開放弁又は一斉開放弁)」を加え、同項第十号中「第十二条第一項第六号」の下に「(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、ニからトまでを除く。)」を加え、同号ロの次に次のように加える。</p> <p>ハ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類にあつては、消防庁長官が定める基準に適合するものを使用すること。</p>

○ 消防法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表（附則第五条関係）  
 ○ 消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第百五号）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>〔削除〕</p> <p>第七章中第五十二条の前に次の十七条を加える。</p> <p>第五十一条の三〇第五十一条の十（略）</p> <p>（共同防災管理の協議をすべき事項）</p> <p>第五十一条の十一 第四条の二の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二第一項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二第一項第一号及び第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と、同項第三号中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、同項第四号中「消火、通報、避難の訓練」とあるのは「避難の訓練」と、「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、同項第五号中「避難口、安全区画、防煙区画」とあるのは「避難口」と、同項第六号中「火災、地震その他の災害」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害」と、「消火活動、通報連絡」とあるのは「通報連絡」と、</p>	<p>第六条第一項中「第五条第二号」を「第五条第二項第二号」に、「第五条第一号」を「第五条第二項第一号」改める。</p> <p>第七章中第五十二条の前に次の十七条を加える。</p> <p>第五十一条の三〇第五十一条の十（略）</p> <p>（共同防災管理の協議をすべき事項）</p> <p>第五十一条の十一 第四条の二の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二第一項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二第一項第一号及び第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と、同項第三号中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、同項第四号中「消火、通報、避難の訓練」とあるのは「避難の訓練」と、同項第五号中「避難口、安全区画、防煙区画」とあるのは「避難口」と、同項第六号中「火災、地震その他の災害」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害」と、「消火活動、通報連絡」とあるのは「通報連絡」と、</p>

同項第七号中「火災の際の」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害が発生した場合における」と、同項第八号中「共同防火管理」とあるのは「共同防火管理」と、同条第二項、第四項及び第六項中「第八条の二第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、第三項、第五項及び第七項中「第三条」とあるのは「第五十一条の八第二項において準用する第三条」読み替えるものとする。

第五十一条の十、第五十一条の十四（略）

（防災管理点検の表示）

第五十一条の十五 第四条の二の七第一項及び第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の表示について、第四条の二の七第三項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二の七第一項第一号中「第四条の二の四第一項」とあるのは「第五十一条の十二第二項において準用する第四条の二の四第一項」と、同項第二号中「前条第一項に掲げる基準（同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同条第二項第一号から第二号までに掲げる基準）

次条において同じ。」とあるのは「第五十一条の十四に掲げる基準」と、同条第二項中「別表第一」とあるのは「別表第五」と、同条第三項第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防火管理協議会」と、同項第三号中「防火対象物点検資格者」と

同項第七号中「火災の際の」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害が発生した場合における」と、同項第八号中「共同防火管理」とあるのは「共同防火管理」と、同条第二項、第四項及び第六項中「第八条の二第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、第三項、第五項及び第七項中「第三条」とあるのは「第五十一条の八第二項において準用する第三条」読み替えるものとする。

第五十一条の十、第五十一条の十四（略）

（防災管理点検の表示）

第五十一条の十五 第四条の二の七第一項及び第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の表示について、第四条の二の七第三項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二の七第一項第一号中「第四条の二の四第一項」とあるのは「第五十一条の十二第二項において準用する第四条の二の四第一項」と、同項第二号中「前条第一項

「とあるのは「第五十一条の十四

」と、同条第二項中「別表第一」とあるのは「別表第五」と、同条第三項第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防火管理協議会」と、同項第三号中「防火対象物点検資格者」と

あるのは「防災管理点検資格者」と読み替えるものとする。  
第五十一条の十六く第五十一条の十九（略）

第五十一条の十六く第五十一条の十九（略）

○消防庁告示第二十六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十四条第五号ト及び第五号の二の二の規定に基づき、地区音響装置の基準（平成九年消防庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十二月二十六日

消防庁長官 岡本 保

第三に次の一号を加える。

十一 受信機との間の信号を無線により発信し、又は受信する地区音響装置（第七第二号において「無線式地区音響装置」という。）にあつては、次に定めるところによること。

(一) 無線設備は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十七に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。

(二) 電源に電池を用いる場合にあつては、電池の交換が容易にでき、かつ、電池の電圧が地区音響装置を有効に作動できる電圧の下限値となったとき、その旨を受信機に自動的に発信すること。

第七を次のように改める。

第七 表示

一 地区音響装置には、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする

る。

- (一) 製造者の名称又は商標
  - (二) 製造年
  - (三) 型式番号
  - (四) 定格電圧及び定格電流（スピーカーにより警報を発する地区音響装置にあつては、定格インピーダンス及び定格入力電力）
  - (五) 公称音圧
  - (六) 極性を有する端子にあつては、極性を示す記号
  - (七) 音声切替装置にあつては、当該装置であることを示す表示
- 二 無線式地区音響装置にあつては、前号によるほか、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。
- (一) 「無線式」という文字
  - (二) 発信又は受信可能な受信機の型式番号
  - (三) 電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

- 地区音響装置の基準の一部を改正する件新旧対照表
- 地区音響装置の基準（平成九年消防庁告示第九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第三 構造及び機能</p> <p>地区音響装置の構造及び機能は、次に定めるところによる。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 受信機との間の信号を無線により発信し、又は受信する地区音響装置（第七第二号において「無線式地区音響装置」という。）にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>(一) 無線設備は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十七に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。</p> <p>(二) 電源に電池を用いる場合にあつては、電池の交換が容易にでき、かつ、電池の電圧が地区音響装置を有効に作動できる電圧の下限值となつたとき、その旨を受信機に自動的に発信すること。</p> <p>第七 表示</p> <p>一 地区音響装置には、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。</p> <p>(一) 製造者の名称又は商標</p>	<p>第三 構造及び機能</p> <p>地区音響装置の構造及び機能は、次に定めるところによる。</p> <p>一 十（略）</p> <p>第七 表示</p> <p>一 地区音響装置には、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。</p> <p>製造者の名称又は商標</p>

<p>(一) 製造年</p> <p>(二) 型式番号</p> <p>(三) 定格電圧及び定格電流（スピーカーにより警報を発する地区音響装置にあつては、定格インピーダンス及び定格入力電力）</p> <p>(四) 公称音圧</p> <p>(五) 極性を有する端子にあつては、極性を示す記号</p> <p>(六) 音声切替装置にあつては、当該装置であることを示す表示</p> <p>二 無線式地区音響装置にあつては、前号によるほか、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。</p> <p>(一) 「無線式」という文字</p> <p>(二) 発信又は受信可能な受信機の型式番号</p> <p>(三) 電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧</p>	<p>二 製造年</p> <p>三 型式番号</p> <p>四 定格電圧及び定格電流（スピーカーにより警報を発する地区音響装置にあつては、定格インピーダンス及び定格入力電力。）</p> <p>五 公称音圧</p> <p>六 極性を有する端子にあつては、極性を示す記号</p> <p>七 音声切替装置にあつては、当該装置であることを示す表示</p>
--	---